

省

令

○文部科学省令第四号
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条及び第一百零九条第三項の規定に基づき、専門職大学院設置基準及び学校教育法第一百零九条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十日

文部科学大臣 川端 達夫

専門職大学院設置基準及び学校教育法第一百零九条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

(専門職大学院設置基準の一部改正)

第一条 専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

第二十五条第三項中、「みなすことのできる単位数」の下に、「(第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く)」を加える。

(学校教育法第一百零九条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部改正)

第二条 学校教育法第一百零九条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成十六年文部科学省令第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「法科大学院」の下に、「以下この項及び」を加え、同項第一号口中、「確保」の下に、「及び適性の適確かつ客観的な評価」を加え、同号八中、「教員組織」を、「専任教員の適切な配置その他の教員組織」に改め、同号水中、「教育課程」を、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程」に改め、同号ワの次に次のように加える。

力 法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む)に関すること。

第四条第一項第二号中、「評価方法が」の下に、「前号に掲げる事項のうち認証評価機関にならうとする者が」を加え、第百三十九号の下に、「第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法」を加える。

附則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○文部科学省令第五号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十日

文部科学大臣 川端 達夫

幼稚園設置基準の一部を改正する省令
附則第四項の表第八条第一項の項を次のように改める。

Table with 2 columns: Item description and Content. Item 8-1: 耐火建築物で、幼児の退避上必要な施設を備えるもの又はこれを備えるものにあつては、これらの施設を第二階を第三階以上の階

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十七号
厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第十六条第四項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十日

厚生労働大臣 長妻 昭

厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二(一)中、「東京検疫所鹿島出張所」を「東京検疫所鹿島出張所」に改める。

出張所 神栖市東深芝
空港出張所 小美玉市与沢

附則

この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

○農林水産省令第十六号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十日

農林水産大臣 赤松 広隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中、「福島空港」の下に、「百里飛行場」を加える。

附則

この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

○経済産業省令第八号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三条第一項及び第五条第一項ただし書の規定に基づき、並びに同法を実施するため、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十日

経済産業大臣 直嶋 正行

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第十条第五十九号中、「第十三条第一号」を、「第十三条」に改める。

第十条の二第一項中、「第十五条第一項から第三項まで」を、「第十五条」に改める。

第十三条を次のように改める。

(特定手続の方法)

第十三条 電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続を行う者(代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人)は、識別番号を電子計算機から入力し、かつ、第十条の二第一項の規定により入力する事項に係る情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行い、当該電子署名に係る次の各号に掲げるいずれかの電子証明書と併せて送信する方法により、その特定手続を行わなければならない。ただし、第十条の二第二項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合にあつては、識別番号を電子計算機から入力することを要しない。

一 商業登記法(昭和三十八年法律第百一十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)

三 前二号に掲げるもののほか、特許庁長官が告示で定める電子証明書

第十五条第一項を次のように改める。

第十四条の二第二項本文、第二十三條の五及び第三十四條の四第二項の届出は、特定手続を行うおととする者の氏名又は名称、電子計算機に関する事項、使用しようとする電子証明書その他必要な事項について第十三条の方法により、行わなければならない。

第十五条第二項中、「前項第一号」を、「前項」に改め、同条第三項中、「第一項第一号」を、「第一項」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第二十三條の六中、「第十三條第一号の規定による」を削り、並びに電子署名を、「の」入力並びに電子署名」に改め、又は同条第二号の規定による識別番号及び暗証番号の入力のうちいずれかを削る。

様式第二十九及び様式第三十を次のように改める。

様式第29及び様式第30 別添